

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

- 議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
9月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和6年度一般会計及び特別会計決算に対する総括説明を受けました。
その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。
9月3日、4日、5日、8日、9日には、決算特別委員会が開催され、各課の決算審査が行われました。18日にも決算特別委員会が予定されておりますので、委員の皆様には引き続きよろしく願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
本案について質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第2 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第4号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎日程第4 議案第51号 一般廃棄物の処分に関する事務の委託について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹です。

議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託についてですけれども、1条の委託事務の範囲について、し尿を静岡市に持って行って静岡市が受け入れた時点からの処理事務を委託することでしょうか。受け入れた時点から処分する料金は幾らか、また、基本料金も取られるのか。

それから、経費についてどのくらいかかるのか記載がなく、静岡市と協議して決めるということでしたけれども、言われたままになるのではないかと心配されます。

それから、4条の委託事務の管理及び執行に伴い生じる収入とはどんなことが考えられるのか伺います。

それから、クリーンピュアの経費と比べ安くなるという根拠はどこに、どう見積もっているのか、クリーンピュアはジナンの中継槽ができるまで使うということですがけれども、そちらの管理費のことと人件費などが生じると思いますけれども、中継槽のほうにも管理人が必要となってくるのではないかと思いますので、どのような形態で滞在するのか、二重に人件費がかかるのではないかと考えられます。

それから、6条の2の納付した額に過不足があるときとはどういうときに起きるのか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　それでは、大竹議員の質問にお答えいたします。

まず、一番最初の御質問です。

委託の開始時期は、施行日である令和8年3月1日からを予定しております。また、現在、費用の詳細はまだ確定しておりませんが、過去の実績を踏まえ、1k1当たり6,000円程度と見込んでおります。

2つ目の質問でございます。経費の関係です。

経費は、静岡市の処理費用から算出しまして、富士市の事例を踏まえた試算となります。

3番目の質問についてです。

当町が搬入量に応じて負担する経費が静岡市の収入となるものでございます。

4番目の質問でございます。

クリーンピュア川根本町の経費は7,650万円でございます。中継槽に係る経費としましては、静岡市への事務委託費、静岡市への運搬委託料、中継槽の運営管理費、車両の維持管理費、これらを合計した合算で5,600万程度と見込んでおります。

最後の御質問でございます。

金額が確定し、精算が必要となった場合に対応するものでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　中継槽のほうですけれども、中継槽に係る人件費というものは、何かイメージというか、どのくらいになりますか。

○議長（石山貴美夫君）　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　中継槽に係る人件費というものは、中継槽の維持補修とかそういうのに係る人件費のことでしょうか。

○議長（石山貴美夫君）　大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　そこに管理する人が必要だと思うんですけれども、その人の人件費はどのくらい。

○議長（石山貴美夫君）　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　お答えいたします。

中継槽にはそこに人が在駐するということはありません。あくまでもそこに町内のし尿を持ってきて、そこでし尿をためて、それを大きな輸送の車に積んでそこに行くというようなそういう事務だけのもので、そこに係る人件費というのは、先ほど言いましたようにこれは中継槽の運搬、そこに経費が入っております。常駐はございません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題になっている議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、反対の立場から討論します。

そもそも町内で出たし尿、汚泥を町内で処理しないで静岡まで運ぶこと自体、反対ですが、具体的にどの程度の負担が求められるかといった点など、幾らかかるか分からない料金や管理、執行に伴う経費の見積りなど、ほとんど白紙に近い内容と言わざるを得ません。そのような内容で不明な点が多く、とても賛成できません。

以上、申し上げたような不明な点の多い議案には賛成できないことを申し上げ、本案に対して私の反対討論とします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、賛成の立場から討論いたします。

この規約は、地方自治法第252条14第1項の規定により、静岡市に一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の管理及び執行を委任するために必要かつ不可欠なものであります。地方自治法の252条14第1項には、普通地方公共団体が他の普通公共団体への事務の一部を委託することができることを規定しております。具体的には、関係する自治体同士が規約を定めれば、一方の自治体の長や委員会などが他方の自治体の事務を管理、執行できるようにするというものであります。

し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務委任については、既に令和5年1月において静岡市から文書にて外部委託の承諾を得ているものであり、さらに令和8年3月から静岡市へし尿等の搬入処理を委託するには、規約の制定が欠かせないことであります。規約の内容等についても問題がないと判断し、私は、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第51号、一般廃棄物の処分に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第52号 工事請負契約の変更契約の締結について

(町道水川藤川線災害復旧工事)

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、町道水川藤川線災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

町道水川藤川線ですけれども、想定外の大水が出たら、また流されるのではないかと心配があります。軽量盛土ウレタンで耐えられますか。耐久年数はどれくらいあるのでしょうか。増額する金額の積算根拠を示してください。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長(山本庸輔君) 議案第52号、大竹議員からの質問にお答えさせていただきます。

想定外の大水が出たら流されるのではないかと、大丈夫かということですが、今回、路側復旧工法を選定するに当たり、もたれ式擁壁、軽量盛土ウレタン工法、あとパンオール工法、こういった3つの工法を比較しました。路肩の安全性を確保し、かつ最も経済的と判断された軽量盛土ウレタン工法が国の災害査定を受けています。この工法は、エッジ工部位と振れ止め鉄筋工及び中詰めウレタンで構成された擁壁です。擁壁前面には再度のセンケツを防止するために遮水型マット工及び袋詰め玉石工を施工しているものでございます。

次に、積算根拠ですが、今回の増額変更契約の内容については、主な工種としてはウレタン発泡工、当初設計数量787m³が1,006m³、219m³増えました。直接工事費で約710万円の増額となります。これは、想定したジヤマの線が想定より深かったものですから、ウレタン発泡工の打設量が増えたことによります。その他、石積み工、排水構造物工、排水工及び仮設工で増減の変更が生じており、最終的な変更契約額1億3,213万2,000円、1,168万2,000円の増額となります。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 耐久年数はちょっと分からないですかね。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 耐久年数については、各現場によって誤差が生じると思います。
設定されている年数については後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第52号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。
したがって、議案第52号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決
されました。



◎日程第6 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について
（林道小河内線3号箇所災害復旧工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結についてを
議題とします。

これは、林道小河内線3号箇所災害復旧工事に係るものです。
本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。
工事請負契約の変更契約の締結についてですけれども、林道小河内線3号箇所ですけれど
も、増額する金額の積算根拠をお願いします。全協の説明で、ポンプ4基で1日3万円で、
4基の合計が163日になり489万円になるんですけれども、増額する907万5,000円には500万
円ほど不足しています。人件費などが入ってはくると思うんですけれども、どうなっていま
すか。お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 大竹議員の質問にお答えいたします。

今回の増額変更においては、主に排水ポンプを計上しております。ですが、それ以外にも部材類や追加排水用暗渠設備の増額分等が含まれており、公共工事の積算基準により、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などの各種諸経費が加算されるために、最終的な変更契約が907万5,000円増額となるものです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第54号 令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第54号の一般会計補正予算の第2号、2款1項1目の情報製作費のガバメントクラウド使用料2,043万1,000円がほぼ全額、国から来るとの説明だったですけれども、それがなぜ雑収入扱いにするのか伺います。

それから、3款1項3目の高齢者福祉費の加齢性難聴者補聴器助成事業の増額はありがたいんですけれども、住民税非課税世帯でない方の補助が使えずがっかりしたという声を聞いています。この声をどう受け止めますか。

また、そのほかにも、3款1項6目の国民健康保険税、こども・子育て支援事業に係る1,103万と3款1項7目の後期高齢者医療費の子ども・子育て支援金制度に対応するシステム改修料の225万5,000円と、この金額の差は何でしょうか。

6款2項4目の林道で、小規模修繕の500万円は何か、内訳を示してください。

8款2項1目の道路維持費の小規模修繕の845万円は、何地区から出されたもので何か所か、内訳を示してください。

それから、10款4項4目の学校給食費で、人件費が322万減額補正となっていますが、減らしても大丈夫でしょうか。物価高騰で生活が大変なとき、無償化の動きもあるので、ちょっと無償化はできないか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、私から、2款3項1目の情報製作費に関する事項について申し上げます。

本事業の財源は、国が直接地方自治体へ交付する国庫補助金ではなく、国と地方公共団体が共同出資します法人、地方公共団体情報システム機構J-LISですけれども、通じて交付されるため、会計上は雑入として計上しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、補聴器助成事業についてお答えをいたします。

対象者を住民税非課税者としているのは、限られた予算を有効に活用するためです。所得の低い方を優先的に支援する目的で、近隣自治体の事例も参考に要件を設定してございます。現在のところ、この要件を見直す予定はございません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、3つ目の国保と後期のシステム改修に関する金額差の御質問にお答えします。

まず、3款1項6目の国民健康保険費は、繰出金になりますが、1,103万円は職員給与費等分が168万円、それとこども・子育て支援事業分の935万で構成されております。後期高齢者医療分のシステム改修費225万5,000円に対し、国民健康保険関係のシステム改修費は935万円になります。この差は、主に賦課方法の相違によるもので、国民健康保険税は市町システムが単独賦課を行うため、一連の改修が必要となります。それに対し、後期高齢者医療保険は、市町のシステムからその情報連携を基に広域連合の標準システムが賦課を行うため、賦課に関わる部分の改修が不要になります。このように賦課方法の相違によって改修の規模が異なるため、システム改修費の金額に差が生じます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 6款2項4目林道費の小規模修繕についてお答えいたします。

林道の小規模修繕は15か所を予定しております。

次に、8款2項1目道路維持費の小規模修繕の箇所数ですが、町道の小規模修繕は13か所を予定しております。

また、重機借上料におきましては10か所を予定しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） 最後の10款4項4目の学校給食費の人件費の補正にお答えいたします。

今回の補正予算は、人件費の減額を主としたもので、給食の賄い材料費の補正は含まれておりません。学校給食費については、議会答弁でも申し上げているとおり、安全・安心な給食の提供と子育て世帯の負担軽減に配慮し、今後も対応してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 学校給食費の人件費の減ったことですけれども、これ人が減ったということですかね。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） そのとおりです。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 一人減っても大丈夫ということでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、柴亨君。

○教育総務課長（柴 亨君） はい、大丈夫です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第54号、一般会計補正予算に反対します。

ただいま議題となっております議案第54号、川根本町一般会計補正予算に反対の立場から討論します。

反対といいましても、今回の補正額9,710万円の全てに反対というわけではなく、常備消防費の北出張所に仮眠室を増設することは、住民の安全のため消防署の隊員が2名増員され

るということによいことです。また、林道や町道、河川維持費で小規模修繕費の増額や高齢者の補聴器購入費補助の増額など、住民の安心・安全に寄与するものと評価しますが、補聴器補助の増額については、厚生労働省の発表でも70歳以上の男女の7割が難聴とのことで、非課税世帯だけの補助がどんなに多くの高齢者をがっかりさせていることか、住民税非課税者だけが難聴になるということではないので、必要な方は誰でも補助が受けられるようにすべきです。

さらに、国民健康保険費や後期高齢者医療費でこども・子育て支援システム改修費が上げてありますが、これは国が2030年までに少子化傾向を反転させるラストチャンスとして、3年間で3兆6,000億円を充てる加速化プランに基づくシステム改修費で、国は国民の実質負担増ではないと繰り返し国会で説明していたにもかかわらず、各医療保険に上乗せして徴収するためのシステム改修費の補正です。全額、国の外郭団体から入る雑入扱いとなっていることを見ても、具体的な支援内容も示されないままで一体どんな改修をするというのか、無責任極まりないものです。というよりも、今でさえ高い保険料に苦しんでいる国民健康保険や後期高齢者医療の加入者にさらに上乗せして調整することになれば、長引く物価高騰に苦しむ町民にさらなる苦しみを押しつけることになり、とても血の通った人間がやることとは思えません。

また、土木総務費の277万円増額も、多くの人々に愛されてきた元青部小学校を解体し、周りの茶畑を購入して埋め立てた周辺整備に伴う未買収土地の一部の購入費や分筆測量委託料などと登記手数料などで、いまだに購入できていない土地が3割もあることを聞き、これまでの行政の強引なやり方に納得できないことの表れではないかと考えます。使い道も決まっていない、緊急性も必要性もない土地の整備に1億円余りも貴重な町民のお金をつぎ込むことなど、到底納得できないことです。前の森副町長が千載一遇のチャンスだと自慢しておられましたが、青部の皆さんと将来の夢を描き、使い道を定めるべきで、住民不在の事業の進め方には到底賛成することはできないものです。

簡単ですが、以上、この議案に賛成できないことを明らかにして、私の反対討論とします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は、人事異動による人件費の補正が主なものであり、そのほか、予算成立後における税制や補助制度等の法令改正によるやむを得ない予算、システムの改修費等が計上されております。

補正内容については、行政システムの標準化に伴うシステム改良費等の経費、こども・子育て支援制度に対する後期高齢者医療システムの改修に必要な経費、税制改正に伴う年金生活者支援給付金制度に対応するための経費の計上や、令和6年度コロナワクチン接種率を踏

まえての対象者の調整や、医療機関へ支払う委託料の変更等による新型コロナワクチン接種事業費の減額、税制改正による交付金などの変更があった環境保全型農業直接支払交付金の増額、各地区の要望や平栗地区の迂回路対応等により支出が増加し、9月以降の支出見込額に不足を生じた林道維持事業における小規模修繕委託料の増額、各地区の要望等に的確に対応していくため、9月以降の支出見込額の不足を補う道路事業における小規模事業委託料、重機借上料や河川維持事業における小規模事業委託料の増額や災害復旧事業として南赤石線及び千頭峰線に係る必要な経費が計上されております。

また、第2表の地方債補正については、今回充当した災害復旧事業債と過疎対策事業債の借入限度額を補正するものであります。

以上、述べたとおり、今回の補正予算は、新たな制度への対応、安心・安全な住民生活の維持、災害復旧、新たな事業等に対応するため、必要不可欠な予算と認め、賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第54号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第55号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第55号、国民健康保険事業特別会計補正予算についてですけれども、ただいま議題となっている議案第55号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対して、反対の立場から討論いたします。

人件費の補正や国県への返還金等に反対するものではありませんが、徴収費委託、システム改修委託料は、一般会計で述べたようにこども・子育て支援に対応するシステム改修で、どんな子育て支援をするのか内容も分からないうちから、令和8年度より保険財政から拠出することとなっている国民健康保険税に、医療給付の財源だけでなく、従来の医療費分、後期高齢者医療支援分、介護分に加え、子ども・子育て支援金分が追加されるものです。今でさえ高い保険料に新たにこのような上乘せをすれば、長引く物価高騰に苦しむ町民にさらなる苦しみを押しつけることになり、よって、町民の負担増が明らかなこの議案には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正については、まず人事異動による人件費の補正、そして令和8年度から国保のシステムが、徴収区分が変わり、その中に子ども・子育て支援金に係る部分が入ってきます。そのために必要なシステムの改修費であり、また、国県の支出金の返還分については、予算の上程のとき説明があったとおり、第三者行為によるものが多いというものが理由になっておりますので、今回の補正については、必要な予算と認め、賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第56号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第56号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第57号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第57号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月25日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時42分